

平成 27 年 7 月の市民の声（全 3 通のうち 2 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇職員結婚について

【ご意見・ご提案など】

昨今、全国的に人口問題がクローズアップされています。南魚沼市においては、育児・医療・教育などが以前よりよくなっていると実感でき、ありがたいことです。

しかしながら、出生の起点となる結婚が少なく、喫急の課題となっています。この問題に特効薬はなく、結婚への条件整備と雰囲気醸成が不可欠です。まずは若者の雇用確保が基本ですが、企業誘致は相手のあることで簡単なことではありません。

でも、市民自身で確実にできることがあります。市内の独身者が結婚して子供を得ることです。（諸般の事情がある方は別ですが）とりわけ、市職員の婚姻と出生は市勢を大きく左右します。

市の発展や活性化を職務としているからには、結婚の努力をすることは当然です。逆に、これを真摯に考えない職員は、職員としての資質を問われるでしょう。

市長や幹部・上司が独身職員に働きかけるのは、今の社会風潮から好ましく受け止められません。職場全体、場合によっては職員組合や他の有用な組織・団体と一緒にアクションを起こすべきと思います。

「隗より始めよ」の言葉もあります。

【お返事】

市内の若者を対象に行った「結婚に関するアンケート」の結果では、いずれは結婚しようと思っている未婚者の割合は 6 割強ほどで、「結婚はまだ考えていない」を肯定的に含めると、9 割を超えています。「結婚したくない」と答えた未婚者は、男性 6.1%、女性 4.9%で、大部分の方は結婚する意志があることがうかがえます。

こうした若者の結婚への願望等を背景に、最近では地域活性化と参加者同士のコミュニケーションを目的としたイベント「街コン」が様々なところで開催されています。「街コン」は、地域の飲食店等が主体となって実施し、地域への誘客と参加者への出会いの場の提供を兼ねたイベントです。こうしたイベントについては、機会があるごとに職員を含めて情報提供を図っていきます。

また職員組合と協力し、各種厚生事業の実施や青年部の活動などを通じて、職

員間や他の自治体職員、地域の組合員との交流が活発化し、出会いの場が広がるよう引き続き努めてまいります。

職場や地域など周りが結婚を推し進めても、最終的に結婚するかしないかは個人の意思であり、個人の考えの中に無理に踏み込んでいくことは難しい面があります。結婚を望む職員が自らの意思を発揮できるように、職場の環境整備を今後模索していきたいと考えます。

(担当：総務課)

◇消防について

(お一人で多岐にわたるご質問等があったので、項目別に記載します。)

【ご意見・ご提案など】

① 退職報奨金について

消防組織法において、「条例に定めるところにより退職報奨金を支給しなければならない」となっています。南魚沼市の条例には、該当するものがないようですが、問題ではないでしょうか。

【お返事】

非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給事務に関しては、「新潟県市町村総合事務組合規約」に基づいて、新潟県市町村総合事務組合で共同処理を行っており、当市も共同処理団体の一員となっています。

退職報償金の支出については、「新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」に基づき、新潟県市町村総合事務組合から個人の消防団員に支出されています。

したがって、退職報償金の支給に関する事項は、上記の新潟県市町村総合事務組合規約等で規定されているため「南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」内で規定していません。

【ご意見・ご提案など】

② 定員について

消防団員の定員の算出根拠はあるのでしょうか。籍を置いているだけの団員がかなりいる様子です。

【お返事】

「南魚沼市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例」第2条において、定員は2,355人と定められており、その算出根拠は「南魚沼市消防団の運営に関する内部規定」によります。

【ご意見・ご提案など】

③ 退職について

消防組織法第23条において、団員に関する任用、分限および懲戒、服務、その他身分取扱いについては、条例で定めることになっています。退職については「その他身分取扱い」に該当すると思いますが、市には該当する条例がないようです。仮にそこには該当しないとの解釈だとしても、規則で定めるべきだと思います。基準や手続きを明確にすることで、質の悪い団員の排除や意識改革につな

がります。

【お返事】

南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例では、消防団員の定年退職に対する規定はありません。同条例第3条で任用について規定しており、第1号から第3号に規定する資格要件に該当しなくなった時点で、団員である資格を失うと解釈しています。

ご指摘後段の「質の悪い団員の排除」については、団員の行為等が同条例第4条（欠格条項）、第5条（分限）及び第6条（懲戒）に該当した場合は、厳正な処分又は団員の任用をしないこととなっています。したがって、団員が分限、懲戒等に抵触した場合には適正に対応していると認識しています。

【ご意見・ご提案など】

④ 報酬について

消防組織法第23条の非常勤の団員の身分取扱い等の条文は、市町村に裁量を認めていますが、無報酬を認めるものではないと考えます。市の条例に、非常勤の消防団員に関するものがないようですが、問題ではないでしょうか。

【お返事】

報酬については、「南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例」第4条に規定されています。同条例別表2を参考にしてください。

【ご意見・ご提案など】

⑤ 報酬と報償の支払いについて

市からの支払いは、消防団各部の指定口座に支払われているようです。仮に報酬が存在するならば、団員の指定口座に支払うのが原則であり、報償についても同様だと考えます。実態として、団員が代表団員へ受領を委任する形をとっていますが、前例踏襲による通例となっており問題だと考えます。消防団係は、各消防団に指導すべきではないでしょうか。

【お返事】

ご指摘のとおり各部から提出いただいた委任状により、当該部の口座に支払っております。本来は、各団員の個人口座に支払うべきものと認識しております。個人口座に支払いを実現させるためには、関係条例・規程等の整備を行う必要があります。また、消防団員2,300余名の個人口座の管理上の問題、消防団員との協議や支給回数の見直しなど諸問題も多く、時間をかけた検討が必要であると推察されます。

これらを解決するためには、相当の時間を要することが懸念されますので、今後

検討していきたいと考えています。

【ご意見・ご提案など】

⑥ 行政区からの寄附について

行政区へ寄附を依頼する部があるようです。活動費に充てているなら問題ないと思いますが、慰労会費や団員への報酬に充てていけば問題です。消防団員は非常勤の特別職で地方公務員とのことです。寄付を受ければ、市の会計に入れることが必要ではないですか。

【お返事】

消防団は、地元行政区と従前から密接な関係にあり、火災・風水害・地震等の災害発生時において消防団が活動することにより、行政区の安全と安心の保持がなされてきました。

消防団が行う主要な業務は、火災の警戒及び鎮圧並びに災害の防御及び被害の軽減の活動が上げられます。主要な業務以外の業務として、従前から地域住民に対する協力及び祭礼等の警備などがあり、行政区の求めにより実施してきました。

これらの消防団活動に対して、行政区側の意思により補助金又は協力金の交付という形で「ねぎらい」の気持ちを表したものであり、市に繰入れるべき寄付金には該当しないと考えています。

【ご意見・ご提案など】

⑦ 消防団関係の条例について

他の市町村に比べ、内容が薄く貧相なイメージを受けます。作成者の法理解が乏しかったことがうかがえます。南魚沼市役所には、法制執務担当者はいないのでしょうか。

【お返事】

消防団に関する条例等は、国から例示されるものを基本にして作成しています。南魚沼市には、法制執務担当者は業務を兼任する職員がおりますので、必要に応じて他の消防機関の条例・規程等と比較検証して行きたいと考えております。

【ご意見・ご提案など】

⑧ 消防団係について

現場での行動や器具などへの知識は、専門としているだけあって素晴らしいと思います。ただし、一般的な事務処理については首をひねることが多々あります。事務処理は、市役所の一般職員がやるべきだと思います。

【お返事】

南魚沼市消防本部は南魚沼市の一部局であり、これまでも一般職の職員が執務していたことがありました。消防本部には、消防団係だけでなくほかにも事務処理を行う部署があります。一般職でなければ業務執行に支障がある場合などは、必要に応じて人事交流を行うことも考えられます。しかしながら、職員定数等にも関係するため、現時点で消防団係を一般職に切り替えることは考えておりません。

消防団との関係などを考慮し、必要に応じて関係部局で検討をしていきます。また、様々な研修の機会を提供し、今後も職員のレベルアップを図ってまいりますので、ご了解をお願いします。

(担当：消防庶務課)